

「神戸市立平野小学校いじめ防止基本方針」

2014. 4. 1 神戸市立平野小学校

はじめに

平野小学校は学校、保護者、地域が一つになっていじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「平野小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

平成26年4月

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、その児童等と同じ学校に在籍しているなど、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった児童等が「心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学大臣決定）

いじめの基本認識

（「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会）

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触することがある。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題でもある。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

1. いじめ防止基本方針

□ 平野小学校教職員の取り組み

- ・神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を基本に指導を進めます。
- ・「平野小学校いじめ防止基本方針」に基づき、保護者・地域と連携しながら解決に向けて取り組みます。
- ・年度初めに「いじめ防止基本方針」を全職員で共通理解します。
- ・認め合い助け合う“絆づくり”を目標に“学級経営”や“集団作り”に力点を置き、生命や人権に対する意識を育て、子どもの「自尊感情」を育て、「心の居場所」作りを目指します。
- ・「分かる授業」を進め、「参加・活躍する授業」を工夫します。

□ 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けて	学級開き 学習規律											
	学年・学級づくり 人間関係づくり											
早期発見に向けて	学級懇談			個別懇談					個別懇談	アンケート	学級懇談	
	教育相談、家庭訪問など											
職員会・対応チーム等	職員会議 (基本方針提案)			職員研修 取組評価	職員研修				職員研修 取組評価			取組評価 次年度計画
	職員研修・情報交換など											

2. いじめ防止を考える上での3本柱

「未然防止」 「早期発見」 「早期対応」

□ 未然防止

「いじめは、どこにでも、誰にでも起こりうる」という認識を持ち、“いじめに向かわない”子どもに育てることに努めます。

□ 早期発見：第一に被害者の安全確保

「先生の気づき」が最も重要。受身で情報を得る「アンテナ」だけでなく、こちらからの働きかけからの反応から情報を掴む「ソナー」へ。教職員は日ごろから子どもたちとの信頼関係の構築に努め、子どもの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない感性を磨きます。(日記、あのね帳、言葉かけなど)

□ 早期対応

いじめ情報のキャッチ・・・いじめられた子を徹底して守る



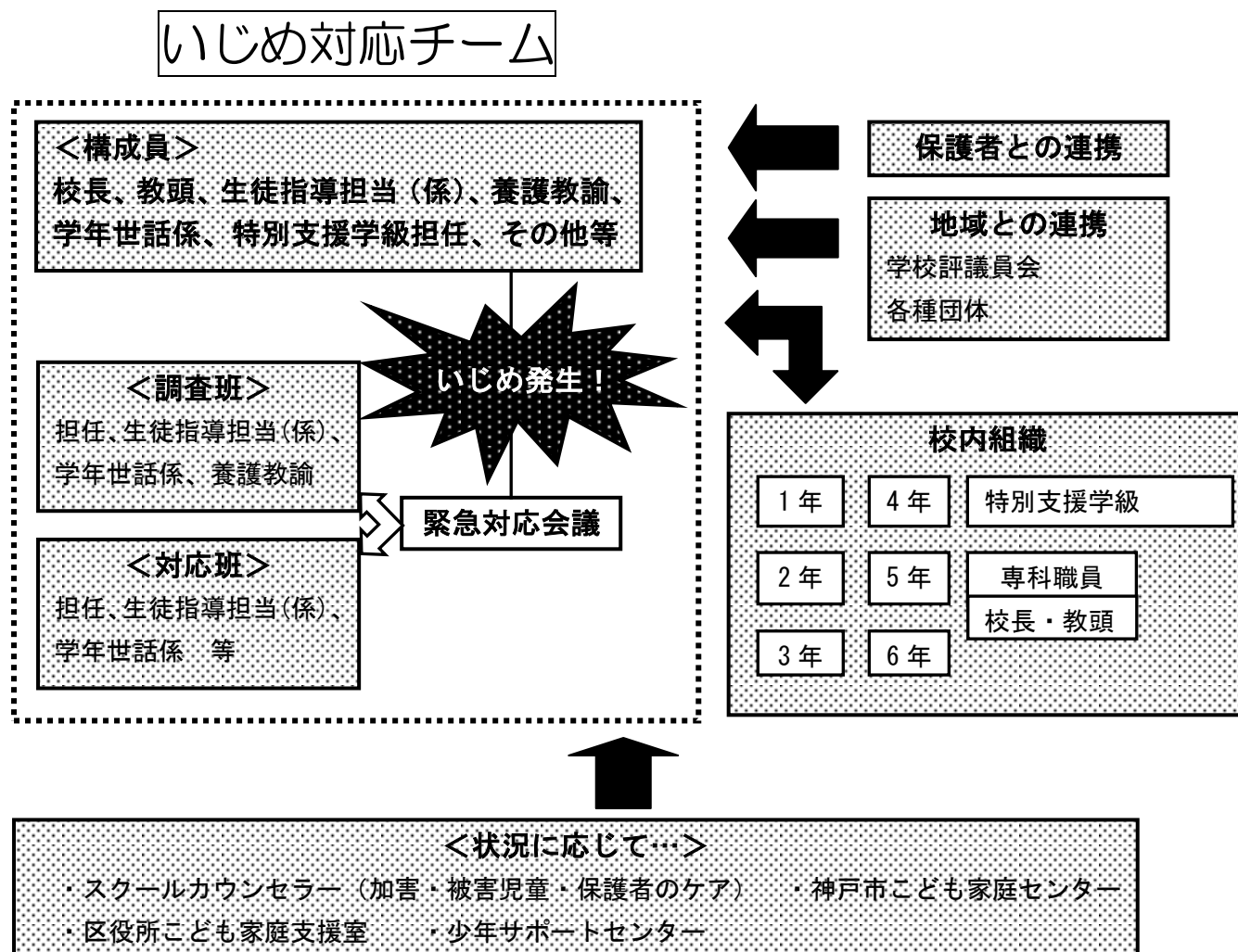
正確な実態把握 → 指導体制・方針決定 → 子供への支援・保護者連携 → 指導継続

3. いじめ対策の組織

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行います。

(1) いじめ対応チームの設置

- いじめ対応チームは、校長、教頭、担任、生徒指導担当（係）を中心に、養護教諭などをメンバーとして設置します。さらに、状況に応じて外部人材や、関係機関と連携して柔軟に組織します。



4. 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別な配慮・支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止、早期発見、早期対応には特に力を注ぎます。

5. インターネットやソーシャルメディアを介したいじめへの対応

① 未然防止に向けて

インターネットやソーシャルメディアの危険性については、情報モラル教育を実施し、児童、保護者、地域への啓発と協力を呼びかけます。

② 早期対応に向けて

インターネットやソーシャルメディアを使ったいじめ、中傷、誹謗を発見した場合は、書き込みや画像を削除するといった迅速な対応を図り、状況によっては関係機関とも連携します。

6 . その他

① いじめの実態が重大であった場合

直ちに神戸市教育委員会に報告し、委員会事務局指示のもと、第三者委員会を組織し、真相調査します。

② 「平野小学校いじめ防止基本方針」の改訂について

年度ごと、また、適宜「平野小学校いじめ防止基本方針」を見直し必要があると認められる場合は改訂を、加えていきます。